

政令第百八十八号

関税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十八条第二項の規定並びに関税暫定措置法（昭和三十一年法律第三十六号）第七条の八第一項、第八条の二第二項及び第八条の六第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項第二号中「又は経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（同項において「タイ協定」という。）」を「、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（同項において「タイ協定」という。）又は経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号及び同項において「インドネシア協定」という。）」に改め、同号イ中「認められた貨物」の下に「（インドネシア協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けるものを除く。）」を加え、同条第四項の表に次のように加える。

六 インドネシ ア協定	インドネシア協定附属書二に定める事 項	その証明に係る貨物を締約国から送り出 した者
-------------------	------------------------	---------------------------

第二条 関税法施行令の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項第二号中「又は経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号及び同項において「インドネシア協定」という。）」を「、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号及び同項において「インドネシア協定」という。）又は経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（同項において「ブルネイ協定」という。）」に改め、同条第四項の表に次のように加える。

七 ブルネイ協 定	ブルネイ協定附属書二に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出 した者
-----------------	------------------	---------------------------

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二に次の一号を加える。

六 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定

第二十五条第二項第三号中「又は第五号」を「、第五号又は第六号」に、「又は第七八号」を「、第七八号又は第一三号」に改める。

第四条 関税暫定措置法施行令の一部を次のように改正する。

第十九条の二に次の一号を加える。

七 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定

(経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正)

第五条 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令(平成十七年政令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「同項」を「第一項」に改める。

別表第一に次のように加える。

四	インドネシ	関税率表第二九 五・四四号に掲げる物品
ア		

別表第三に次のように加える。

	五	
	インドネシ	(一) 関税率表第 八 三・ 号の一に掲げる物品
ア	(二)	関税率表第 八 四・三 号の一に掲げる物品のうち一個の重量が九 グラム未満のもの（全形のもので皮を除いてないものに限るものとし、冠芽があるかないかを問わない。）

附 則

この政令は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の効力発生の日から施行する。